

しまだ情報

島田市役所

☎ 0547-37-5111 (代) FAX 0547-37-8200 (代)

☒ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>

お知らせ

こども医療費(小・中学生の通院分) 受給者証の申請はお済みですか

▼広報しまだ10月号でお知らせしたとおり、平成26年1月1日から小・中学生の通院分医療費の助成方法が、医療機関の窓口で「受給者証」を提示することにより、1回分の負担額を支払う方法に変わります。受給者証の発行には申請が必要です。児童課または各支所へ、早めの申請をお願いします。

※詳しくはホームページをご覧ください。
 ◎児童課 ☎36・7159
 ☒ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/kosodate/kodomoiyouthjosei-seidokaisei.html>

母子・寡婦福祉資金貸付制度を

ご存知ですか

▼母子家庭の母などを対象に、就学支度資金および修学資金を貸し付けます。

就学支度資金／高等学校以上の学校などへ就学するために、直接必要な被服の購入などに要する経費に對して、入学時の1回に限り、平成26年3月末日に貸し付け

修学資金／高等学校以上の学校などへ就学するために、直接必要な授業料などの経費に對して、修学期間中毎月末日に継続的に貸

し付け

貸付限度額／就学支度資金：9万円
 円～59万円、修学資金：月額1万8千円～6万4千円

※学校種別、公・私立別などにより異なります。
 償還利率／無利子
 申し込み／平成26年1月10日(金)までに、児童課子育て係へ申請書類(児童課窓口で配布)を提出

◎児童課 ☎36・7159

「静岡の茶草場農法実践者認定制度」が始まりました

▼世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会で「静岡の茶草場農法実践者認定制度」が始まりました。第一回目の認定式は、9月27日に掛川市役所で行われ、島田市からは、(株)いくみ村が認定を受けました。

代表である齋藤安彦さんは「今後も伝統農法である茶草場農法に取り組むことで、環境保全はもとより、島田市のお茶を全国にPRしていきたい」と話しました。



認定を受けた(株)いくみ村代表の齋藤さん

なお、認定基準などは次のとおりです。

【認定基準】

経営茶園面積に対する茶草場面積

の割合に応じて、5～25%未満、25～50%未満、50%以上の3区分で認定します。

【認定手続きの流れ】

①市内在住で認定を受けようとする人(茶工場など)は、認定申請書に必要書類を添付して、農政課へ提出(随時受け付け)

※申請には、認定申請書のほか、経営茶園明細表、管理茶草場明細表、管理茶草場図面、協定書の写し(茶工場などの場合)が必要となります。

②茶草場の現地確認を行い、認定委員会による審査を実施

【認定者の生産茶などの表示基準】

認定された農法実践者が生産する原料茶や、製茶加工業者などが販売する仕上げ茶などの製品に「茶草場農法実践者により生産されたお茶」などの表示をする場合は、表示基準に関する届け出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。
 ◎農政課 ☎36・7168

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」を発行します

▼国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年に納付した全額が社会保険料控除の対象となり、控除が受けられます。

平成25年中に国民年金を納付した人には、翌年の2月上旬までに、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」を送付

しますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができるので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

◎控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117(ナビダイヤル)

☎03・6700・1130 (050)で始まる電話またはPHSでかける場合 ☒ 国保年金課 ☎36・7151

住民基本台帳ネットワーク システムの業務をお休みします

▼12月2日(月)・3日(火)は、システム更新のため、次の業務をお休みします。休止する業務／住民基本台帳カードの交付、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納、特例転入届(転出証明書を持っていない住民基本台帳カード所有者)、住民票の写しの広域交付(市外の人へ住民票の写しを交付すること)

※なお、作業が2日に完了した場合、3日は通常どおりの業務を行います。

※住民基本台帳ネットワークシステムを使用しない業務(住民異動、戸籍の届け出、住民票の写しの交付、戸籍の交付など)は通常どおり業務を行います。

※詳しくは市民課、金谷南・川根地域総合課へお問い合わせください。

◎市民課 ☎36・7194

◎金谷南地域総合課 ☎46・3563

◎川根地域総合課 ☎53・4582

住生活総合調査にご協力ください

▼国土交通省では、12月1日、全国各地において「平成25年度住生活総合調査」を行います。

この調査は、住生活基本法に基づく、住生活の安定・向上に関わる、総合的な施策を推進する上で、必要となる基礎資料を得るために行います。居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などを、5年ごとに総合的に調査しています。

11月21日から12月10日までの間、統計調査員証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

◎建築住宅課 ☎36・7193

青色申告決算等説明会

を開催します

とき／①12月17日(火) 午前10時～正

午②午後1時30分～3時30分

ところ／夢づくり会館 学習の部屋

(2階)

対象者／青色申告を行っている個人
内容／決算書の書き方、年末調整の方法、法定調書の作成と提出
国税電子申告・納税システム、

改正税法

◎島田税務署 ☎37・3124

◎税務課 ☎36・7140

雨水浸透施設設置費を補助します

▼道路の側溝などに流れ込む雨水を減らし、浸水被害の軽減を図ることを目的として、雨水浸透施設を設置する人に対して、費用の一部を補助しています。

補助対象／都市計画区域内の住宅や敷地面積1000㎡未満の事務所・店舗などにおいて、屋根に降った雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設

補助額／雨水浸透施設1基の設置経費につき、上限3万円(3万円未満の場合は、その全額)

※ただし、屋根面積により補助対象基数が異なります。

屋根面積	基数	規格
160㎡未満	2基	標準タイプ
160㎡以上	4基	標準タイプ

申し込み／施工前に、都市計画課土地対策係へ相談

◎都市計画課 ☎36・7179

野焼きは禁止されています

▼基準に適合しない焼却施設や地焼き、ドラム缶・ブロック積みなどで廃棄物を焼却すること(いわゆる「野焼き」)は、「廃棄物の処理及び清掃

に関する法律」および「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。

庭先のたき火や農作業に伴う焼却でも、生活環境や近隣住民への配慮が必要で、苦情が寄せられた場合は、指導の対象となります。

【野焼きによる苦情の例】

●煙や灰が飛んできて、窓が開けられない

●干してあった洗濯物や布団に、煙の臭いが付いた

◎環境課 ☎36・7145

12月1日(日)「地域防災の日」に緊急速報メールが送信されます

▼県は、地域防災訓練に合わせて、緊急速報メール送信を実施します。メール送信時刻／午前9時ごろ

受信できる人／送信時刻に、緊急速報メールを受信できる携帯電話・スマートフォン・タブレット端末などを携帯して県内にいる人

内容／「このメールは防災訓練です…」※マナーモードでも携帯電話などが鳴動する場合があります。

◎防災課 ☎36・7143

防災メール受信の登録方法

▼気象・地震・同報無線などに関する情報を受信できる「防災メール」の受信登録方法は次のとおりです。

●専用アドレスに空メールを送信。送信後に届く返信メール

本文に記載されたURLから、登録してください。正しく登録されると、完了メールが届きます。

専用アドレス

✉ bousai.shimada-city

@raiden.ktaiwork.jp

●携帯電話などでQRコードを読み取ることで、専用アドレス

を取得することができます。



QRコード

◎防災課 ☎36・7143

地域防災訓練に参加しましょう

▼12月1日(日)「地域防災の日」に、各町内で、突発的な大規模地震を想定した防災訓練が行われます。この機会に「自助」「共助」の取り組みを総点検しましょう。

訓練地震発生時刻／午前9時(サイレンを吹鳴します)

※各町内の日程については、回覧などで確認してください。

【日頃から各家庭で確認すること】

●非常持ち出し品の準備

●わが家の耐震性能や家具固定など、家庭内空間の安全性

●災害時の家族の安否確認方法

◎防災課

☎36・7143



しまだ情報

島田市役所

☎ 0547-37-5111 (代) FAX 0547-37-8200 (代)
 □ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>



歯科検診を行います

とき／12月17日(火) 午前9時30分～11時

ところ／保健福祉センター「はなみずき」 歯科健診室 (1階)

内容／歯科検診、歯周疾患の検査
 参加費／無料 対象／市民

申し込み／不要。直接会場へ
 健康づくり課 ☎ 34・3281

「フツ素でむし歯予防」説明会

とき／12月9日(月) 午前10時～11時
 (午前9時45分から受け付け)

ところ／保健福祉センター「はなみずき」 乳幼児室 (1階)

対象／平成11年4月1日～平成21年4月2日の間に生まれた子どもの保護者

申し込み／不要。直接会場へ
 健康づくり課 ☎ 34・3281

ご存知ですか 養護老人ホーム「ぎんもくせい」

▼養護老人ホームとは、環境的・経済的な理由から、自宅で生活することができない、65歳以上の高齢者を養護する措置施設です。

【対象要件】

◎65歳以上の高齢者で、食事・排泄・着脱衣・入浴・移動・寝起きな

どの日常生活動作が、基本的に自立していること
 ◎入院加療を必要としない病態であること
 ◎伝染性疾患がないこと
 ◎家族や住居の状況など、在宅生活が困難であると認められること
 ◎経済的に困窮していること(生活保護受給世帯、低所得世帯)
 ◎本人の身体状況・生活環境状況・経済状況・家族状況などについて聞き取りおよび調査をします。
 指定管理者／社会福祉法人 大井川厚生会
 ◎長寿介護課 ☎ 34・3288



島田市花・木・鳥 制定委員会の委員を募集します

応募資格／市内在住で、年5回程度の会議に出席できる人
 募集人数／2人以内(応募者多数の場合には選考)
 任期／委嘱の日から制定の日(平成27年3月末頃)まで
 報償／1回6500円

応募方法／12月10日(火)までに、申込書を持参または郵送(締切日当日消印有効)もしくはEメールで秘書課へ提出

※申込書は秘書課、金谷南・北支所、川根支所で配布、またはホームページからダウンロードできます。

◎秘書課 ☎ 36・7117
 ✉ hisyo2@city.shimada.shizuoka.jp
 □ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/hisho/hanakitoki.html>

リッチモンド市友好事業に 関連した写真などの資料募集

▼博物館で平成26年5月17日～7月21日に計画している「名誉市民 森昌也展(仮称)」に展示するための資料を募集します。

募集内容／リッチモンド市との友好事業に関連した写真などの資料しめきり／12月25日(水)
 ※借用期間などについては、博物館と協議させていただきます。
 ◎博物館 ☎ 37・1000

市内の県有地(農地・茶畑)を 売り払います

所在地／①湯日字丸山1513番10 他4筆 ②湯日字丸山1515番2 ③金谷猪土居2842番1他2筆
 地目／①畑、原野 ②畑 ③畑
 面積／①4645・86㎡ ②4283・61㎡ ③846・48㎡
 価格／①186万2989円 ②381万2412円 ③128万6649円

売却方法／先着順
 ※申込方法および物件の詳細については、ホームページをご覧ください。

◎静岡空港管理事務所島田支局 ☎ 37・9003

□ <http://www.pref.shizuoka.jp/kuukou/uriharai.html>
 ◎空港振興課 ☎ 36・7127



「島田市人権フォーラム」と 「島田市人権啓発ポスター展」開催

▼12月4日～10日は「第65回人権週間」です。市では、人権週間に合わせて「島田市人権フォーラム」と「島田市人権啓発ポスター展」を開催します。

【島田市人権フォーラム】
 とき／12月7日(土) 午後1時30分～3時30分
 ところ／プラザおおるり 大会議室 (3階)

テーマ／「新しい働き方を求めて語り合おう」
 講師／犬塚協太氏(静岡県立大学国際関係学部教授)、柴田弘美氏(オリーブ代表)

リープ代表) 定員／50人 入場料／無料
 申し込み／電話または申込書をファクスで市民安心課へ

※申込書は市民安心課、金谷南・北支所、川根支所で配布。ホームページからもダウンロードできます。

【島田市人権啓発ポスター展】
 とき／12月6日(金)～10日(火) 午前9時～午後4時

ところ／プラザおおるり 展示ホール
 展示作品／「平成25年度静岡人権啓

発ポスター「コンテスト」で募集した市内の小・中・高校生の作品
 ◎市民安心課 ☎ 36・7121
 FAX 35・6000

http://www.city.shimada.shizuoka.jp/danjo/danzokyoudousanmkaku.html



教室講座

子ども科学実験講座

「クリスマスツリーを作ろう」
 ▼球状のモールが色鮮やかなツリーを形成する化学反応をとおして、科学の不思議・驚き・楽しさを発見しましょう（今月のしまだ人を参照）。
 とき／12月15日(日)

【低学年コース】

対象／市内在住の年中児から小学2年生までの50人（保護者同伴）
 時間／午前9時30分～10時30分

【中高学年コース】

対象／市内在住の小学3年生から6年生までの50人と、参加を希望する保護者
 時間／午前11時～正午

【共通】

ところ／金谷公民館「みんくる」集会室（2階）
 講師／中山隆雄氏（工学博士・元東海大学海洋学部教授）
 持ち物／材料費100円（当日集金）、筆記用具
 申し込み／11月30日(土)までに、電話

またはファクス、もしくはは直接金谷公民館へ
 ◎金谷公民館 ☎ 46・5629
 FAX 46・3546

「かいつつろり」を

お父さん、お母さんと読もうよ！
 ～親子で読む・聞く児童文学講座～
 とき／平成26年1月18日(土) 午前10時～11時30分

ところ／おびりあ多目的室（4階）
 講師／野尻真氏（谷島屋浜松本店 店長）

定員／80人（保護者同伴・先着順）
 申し込み／12月4日(水)（午前9時30分）から、電話または直接島田図書館へ
 ※親子で申し込んでください。お楽しみがあります。

◎島田図書館 ☎ 36・7226

1月救命講習のご案内

【普通救命講習Ⅰ】
 とき／平成26年1月26日(日) 午前9時～正午

ところ／島田消防署
 定員／30人（先着順）

申し込み／12月1日～31日に、申込用紙記入の上、ファクスまたは直接島田消防署へ

※講習会の詳細および年間計画は、市ホームページをご覧ください。

◎島田消防署 ☎ 37・0119
 FAX 36・1436

お知らせ

11月は子ども・若者育成支援強調月間です

～ 育てよう 健やかに 支えよう みんなで ～

◎社会教育課 ☎ 46-5616

▶市では、平成24年3月に「島田市子ども・若者育成支援計画」を策定し、子ども・若者が、豊かな人間関係を築き、健やかに育つことができるまちづくりを目指しています。



神座小通学合宿

◎青少年育成補導委員の活動

青少年育成補導委員は、7つの中学校区ごとに学区会があり、班に分かれ、年5回の夜間の街頭補導をはじめ、夏季と冬季に県下一斉の街頭補導活動を実施しています。

また、地域の中にある各種団体と協働して開催する世代交流事業、学校校門でのあいさつ運動、声掛け運動、また小学生の通学合宿などの事業に協力し、地域の中で子ども・若者の成長を支援できる地域づくりの推進を図っています。

※ 子ども・若者と、その保護者や関わりのある人たちのための相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

【相談窓口】

- ① 青少年相談（不登校、ひきこもり、非行など）
 ところ／青少年育成支援センター（社会教育課内）
 対象／主に義務教育終了後の青少年とその保護者など
 ◎青少年育成支援センター ☎ 45-5216
- ② 家庭児童相談室（子どもの心と身体の発達、心身障害、学校生活、非行・不良行為、育児困難などに関すること）
 ところ／こども発達支援センター「ふわり」
 対象／18歳未満の子の保護者、教職員、民生・児童委員
 ◎こども発達支援センター ☎ 36-7253
- ③ 教育相談（いじめ、不登校、非行、学業、進路などに関すること）
 ところ／教育センター（島田北中学校北側）
 対象／小・中学生とその保護者、教職員
 ◎教育センター ☎ 34-2255

▷相談窓口共通

とき／月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時 ※ただし、②は午後5時まで受け付け。

相談方法／面接、電話